

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

茨城県監査委員	石	井	邦	一
同	鈴	木		将
同	澤	田		勝
同	田	中	美	和

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 111 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	総務課、行政経営課、人事課、財政課、管財課、税務課、総務事務センター、市町村課、知事公室秘書課、知事公室報道・広聴課
政策企画部	政策調整課、計画推進課、地域振興課、交通政策課、情報システム課、統計課、水政課、スポーツ推進課、県北振興局
県民生活環境部	生活文化課、多様性社会推進課、環境政策課、環境対策課、廃棄物規制課、資源循環推進課
防災・危機管理部	防災・危機管理課、消防安全課、原子力安全対策課
保健医療部	保健政策課、健康推進課、疾病対策課、生活衛生課、医療局医療政策課、医療局医療人材課、医療局薬務課
福祉部	福祉政策課、福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、子ども政策局少子化対策課、子ども政策局子ども未来課、子ども政策局青少年家庭課
営業戦略部	営業企画課、プロモーションチーム、国際渉外チーム、販売戦略課、県産品販売課、観光戦略課、観光誘客課、空港対策課
立地推進部	立地推進課、立地整備課、宅地整備販売課
産業戦略部	産業政策課、中小企業課、労働政策課、産業人材育成課、技術振興局技術革新課、技術振興局科学技術振興課
農林水産部	農業政策課、産地振興課、畜産課、農業経営課、農業技術課、林政課、林業課、漁政課、水産振興課、農地局農村計画課、農地局農地整備課
土木部	監理課、用地課、検査指導課、道路建設課、道路維持課、河川課、港湾課、営繕課、都市局都市計画課、都市局都市整備課、都市局下水道課、都市局建築指導課、都市局住宅課、鹿島下水道事務所、流域下水道事務所
会計事務局	会計事務局
企業局	企業局、県南水道事務所、鹿行水道事務所、県西水道事務所、県中央水道事務所、水質管理センター
病院局	病院局、県立中央病院、県立こころの医療センター
議会事務局	議会事務局

教育庁	総務企画部総務課、総務企画部財務課、総務企画部生涯学習課、総務企画部文化課、総務企画部私学振興室、学校教育部教育改革課、学校教育部義務教育課、学校教育部高校教育課、学校教育部特別支援教育課、学校教育部保健体育課、学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室
警察本部	警察本部
監査委員事務局	監査委員事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局
労働委員会事務局	労働委員会事務局

2 監査対象年度

令和6年度

3 監査実施期間

令和7年4月1日から8月18日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理執行（地方公営企業法の規定により経営するものに限る。）状況について、監査調書により関係書類等と照合するとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「業務の見える化について」、「事務事業の成果や効果に関する検証について」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認

められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

下記の事項以外については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事例が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ア 指摘事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
防災・危機管理部	消防安全課	物品の購入に係る 7 件の契約において、内部統制が機能せず、契約決議にあたり見積書を徴取すべきところ、支出負担行為決議の際に徴した参考見積書の日付を書き換え、見積書として使用したことは適切でない。
産業戦略部	技術革新課	岩石採取計画に係る認可事務において、採石法第 33 条に規定する認可書の偽造、また、同法 33 条の 6 に規定する関係市長からの意見を聴取せず意見書の偽造により認可を行ったことは適切でない。

イ 注意事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
総務部	人事課	退職手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給額の算定を誤り、6 名分の退職手当を 5,877,020 円過少支給したこと、また、この不足分の支給に伴う遅延損害金 436,505 円を発生させたことは適切でない。
	管財課	行政財産（建物）の貸付料において、内部統制が機能せず、調定が 3 か月以上遅延していたことは適切でない。
保健医療部	疾病対策課	いばらきがん患者トータルサポート事業において、内部統制が機能せず、事業開始時の事業スキームや、事業実施要領、委託契約の合規性が十分に精査されなかったことにより、公金の支出等を含む助成事業を委託したことは適切でない。